議案第４９号

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程（平成１９年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（施行地区<u>及び工区</u>に含まれる地域の名称）
第３条（略）
<u>２　前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及び当該工区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</u>
<table><tr><th>工区の名称</th><th>工区に含まれる地域の名称</th></tr><tr><td>第１工区</td><td>和光市新倉１丁目及び下新倉１丁目の各一部</td></tr><tr><td>第２工区</td><td>和光市新倉１丁目、下新倉１丁目及び下新倉２丁目の各一部</td></tr></table>（清算金の分割徴収又は分割交付）
第２７条（略）
２　前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>法第１０３条第４項の規定による換地処分の公告があった日の翌日における法定利率</u>とし、第１回の分割徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。
３～８（略）</td><td>（施行地区に含まれる地域の名称）
第３条（略）
（清算金の分割徴収又は分割交付）
第２７条（略）
２　前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年６パーセント</u>とし、第１回の分割徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。
３～８（略）</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業の事業計画変更（第３回）の公告の日から施行する。

令和８年６月４日提出

和光市長　柴﨑　光子

提　案　理　由

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業において、施行地区を工区に分けるため、土地区画整理法第５３条第２項第２号の規定により、工区に含まれる地域の名称を定める改正を行う。また、土地区画整理法施行令の改正に伴い、分割徴収又は分割交付する清算金に付す利子の利率を変更する改正を行うため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。